

三 享保の天災と今城宇兵衛

1 打ち続く災害

今城宇兵衛は、宝永元年（一七〇四）宇摩郡豊田村庄屋今城久右衛門の子として生まれた。享保七年、一九歳で庄屋となった宇兵衛は、父の後を継ぎ村政のために若き情熱を傾けて東奔西走した。

豊田村は、かつて河原尻村と呼ばれ、豊岡川の洪水にいつも悩まされていた。元禄三年の大洪水では、一四軒全戸が流失し、田も、畑も、砂礫に沈し、辛うじて生活を維持する有り様であった。宇兵衛は庄屋に就任すると、村を守るためには、豊岡川の兩岸にしっかりとした堤防を造ること以外にないと考え、この実現に奔走した。

そのころ、享保の改革により幕府は、伊予天領への代官派遣を中止し、松山藩のお預けとした。松山藩は、川之江代官所へ手代二人、手付二人を配置した。初代代官は、山中与蔵七であった。豊田村も幕府領であるからこ

の代官の支配下に入った。

享保七年（一七二二）六月二十三日、大暴雨となり今治領内では、流失した家屋四八〇戸、流失した田畑五七二町歩に達した。八月十四日、八月二十三日、四日も台風が襲来し、各地の堤防は崩れ、山崩れの被害が続出した。稲は倒れ不作となり、路傍に難民があふれる窮状となった。

享保九年（一七二四）四月から六月まで日照りとなり、田植えが出来なくなった。雨乞いを盛んにしたが大作となった。

享保十年（一七二五）も六月から八月まで大干ばつが続き、またもや不作。九月四日には、台風による高潮の害があり、十月十二日と十五日には、大地震まで続いた。今治藩では、この対策のため、藩内の富有の者に協力を求め、金銀を上納させて米を調達し難局を乗り切った。そして、享保十一年二月十五日、次の者に対し苗字使用を差し許した。

上柏村 今城右衛門

中曾根村 今村儀太夫

三島村 真鍋藤右衛門吉広

真鍋与三右衛門（藤屋）

真鍋藤四郎（新屋）

妻島村 真鍋源右衛門

これは、前年の上納銀に対する報償である。

しかし、この年も九月二十三日に台風が来て大洪水となり、瓜尻村の天津谷用水が破壊されて大きな損害を被

第1編 歴史

った。川之江代官所の記録では、近年、飢饉のため村を失った者が徘徊し、盗賊の出没が増加してきた。そして、物売り・芸人・博徒・浮浪人・売春婦が入り込み風紀が乱れているので、村役人は、取り締まりを厳重にするよう指示している。

享保十二年、百姓たちは生活に困り、豊田村でも頼母子講たのもしこうを開いて、やっと生活を維持していく有り様であった。

2 豊岡川堤防工事開始

このような中で、今城宇兵衛は、情熱を傾け堤防工事実現のため奔走した。

享保十三年、宇兵衛の請願がやっと受け入れられ、堤防川除よけ普請の許可が下された。この年、豊田村の百姓秋山太郎兵衛が大庄屋格に列せられた。これは一六五両という大金を上納したためである。おそらく、これが豊岡川堤防工事許可の大きな原因となったものであろう。秋山太郎兵衛は、翌年郷士格が与えられた。

ともあれ、資金が出来たので宇兵衛は直ちに工事に取り掛かった。工事は、大町側四九二間（八八六メートル）、豊田側三六二間（六五二メートル）に大堤防を築くことであった。

工事は、享保十三年着工した。この工事に必要な費用は、主として宇摩・新居両郡の天領地の負担であった。ところが着工して一年後享保十四年九月十四日、この地方は大暴風雨が襲来し、洪水・高潮など大きな被害が出た。今治領内では、

一、田畑の流失、荒地と化すもの四九町八反

一、家の倒壊するもの十軒

一、堤防の決壊五六か所二〇八五間

一、井堰の破壊七二か所一三二二間

一、道路の決壊四か所一一五〇間

となった。当然、これは、豊岡川の工事にも大損害を与えた。宇兵衛らは、齒をくいしばって工事を再開した。

享保十五年、この年は春から気温が上がらず、五月にひょうが降るほどの冷たさであった。作物は生育不良で、七月には疫病まで流行し、いながが発生し、大不作となってしまい、宇兵衛らは二重の苦しみを味わった。

中曾根の大庄屋今村小左衛門義年が願主となり、中曾根・柏・三島・村松・中之庄・小川山・具定の村々に呼びかけ、水波山の山頂に水波大権現をお祭りして、村々を災害から守ってもらおうとした。そして、山頂に社殿を建立し、導師は、柏村の善法寺、三島村の興願寺、中之庄の持福寺の住職と、三島神社の神官がこれに当たり、各村々の農民がこぞって参加し盛大に挙行された。

享保十六年も六月九日に大雨で、またもや洪水、七月には地震、八月に大暴風が襲い、長雨が続き、この年も稲は不作となり、宇兵衛らの工事はなかなか進まなかった。

3 享保の大飢饉と今治藩

享保十七年、今年こそは、と願った農民の期待もむなしく、しだいに凶作の兆しが見え、ついに未曾有の大干ばつとなる。今治藩では、

七月一三日 藩内十二か寺に干ばつと稲毛虫に対する祈禱を依頼した。

七月一九日 領内の稲作が虫害で不作のため、所持せる米穀雑穀類など、いっさい他領へ売ることを禁止するよう奉行からお触れを出す。これにより町方では、番人を置き見回りを始めた。

七月二〇日 領内の米・雑穀を高く他領へ売っている者があるので、今治の町方にある雑物蔵は、ことごとく封印する。また、越智郡や、宇摩郡にあるすべての蔵は、封印の上、見張り番を置くようお触れを出す。

七月二三日 島方や、宇摩郡では、すべての蔵を封印したところ、甚だ不便で難渋するとの訴えがあり、悶着もんぢやうが絶えないので一部封印を切るよう申し付ける。

七月二五日 今治藩士に総登城を命じ、武士たちに対し、家老服部伊織が領内の損毛を伝え、武士たちは、毎年の引米で困っておろうが、今年もやむなく引米を増加する旨を申し付ける。これで、今治藩の武士たちは、俸禄米の三割近くを減俸されることになった。

八月二日 今治藩主は、今治の富裕商人五人、富農四人、島方一人、宇摩郡の銀主六人を今治城の御書院へ呼び、直々にお目見えを仰せ付けた。

宇摩郡からは、

大庄屋 今村小左衛門

中曾根 今村祇太夫

上柏庄屋 今村幸右衛門

三島庄屋 真鍋藤右衛門

三島村 真鍋與三右衛門

妻鳥庄屋 真鍋藤四郎

の者が出席した。

家老久松八左衛門は、

「今年御用銀等出精相弁候、御満足に申し召され候、なかんづく去年は御返済もこれ無く、定めて難儀致すべく申し召され候、今年は半分ご返済これあるべきはずのところ、稲虫つきおびただしく、来年のご参勤のご入用等御手もとこれなきほどの儀これによって、このたび、その方共へ御仕送り御用仰せつけられ候、近年ご用立候上、いやましの御用仰せつけられ難儀のいたり候えども、このたびの儀は、末々までもお見捨あそばされず候間、ずいぶん精を出し御用相わきま申すべく候。」

と述べ、この後町方五人衆へは、銀九〇貫の上納を依頼した。当時の米価は、一石が銀五〇〜六〇匁であったので町方だけで一八〇〇石の米になる。おそらく宇摩郡もこれ以上の上納を依頼されたに違いない。

やがて、今村小左衛門は、知行一〇〇石を与えられ郷土となり、元文元年には、馬回り役となり、士分として特別の待遇が与えられていることから、上納金の膨大であったことが推察出来る。また、真鍋藤右衛門以下の他の者は郷土格となり扶持米を頂くことになった。

この年のうんかの害のすごさについては、『今治夜話』の中で、岩井孫八郎という武士が、

「国分のお墓にお参りに行く途中、野も山も、稲虫のため白い穂になっていたが、二所だけ青田がみえていた。ところが帰るときにこれを見ると、いずれも真っ白になってしまっていた。雲蚊の如くというが、まことにおびただしい稲虫也。夏の夜、あんどんにあつまってくるころの稲虫のしわざにして、まことに大害

をなすなり。」

と述べている。今治藩では、不作による大飢饉を予想して、素早く穀類の流出を禁止、藩士に対する給与削減を実施し、足輕で二割八分、家老で五割を減給していたが、ついに禄高によらず人数割で、人割扶持高渡しという米を支給して生活維持を図り、藩主自らが富農民に対し、借入銀を依頼するなどして積極的に飢饉対策に手を打っていた。

一方幕府では、中・四国・九州の稲作不良につき西国大名の参勤交代を免除し、稲作収入が半作以上被害を受けた領主に対し、知行高に応じ救援米を貸し付けることにした。今治藩では、早速四〇〇〇石の拝借を申し入れ、飢民には一日に付き米五勺と、あらめ（海草）少々を支給した。三島村では、村の中央に御救小屋を造り、三島神社境内に、お救いがゆを設け、毎日、かゆをたき、飢餓せんとする人々に施し、これを救済した。西条藩では、中之庄にため池工事を起こし、藩内の領民を動員して働かせ、その賃金として、救米を与えたため領民で餓死する者は出なかった。この池は長くお救池と呼ばれていた（現在の中之庄小学校用地である）。

4 堤防工事完成と宇兵衛の直訴

このような、未曾有の大飢饉の中で宇兵衛らは、氣息奄々としながらも豊岡川の工事を続行した。道通る旅人にも、土や石を運ばせたといい、その苦心は、計り知ることができないほどであった。

しかし、さすがの難工事も、この年十二月末には遂に完成した。松山藩もその労を賞し、米一石二斗を宇兵衛に与えた。近郷の百姓たちも宇兵衛を尊敬し、その信望が一層高まっていった。

享保十八年、今年こそは、という農民の祈りもむなしく、またもや不作。昨年の大飢饉によって収穫皆無のため、全国的に米価は暴騰し、藩の蓄えも底をつき、飢餓の者が続出するようになった。宇摩郡の村方の寺院でも、拝借米を社寺奉行に申し出る。

今治藩でも、九月に宗門改めを行い、人口を調べてみると、三年前に比べて二七〇〇人あまりの減員となっていた。

十一月、三島村では、庄屋真鍋藤右衛門は飢えた人を救済するため、自らお助け米を提供したため今治藩へ召され藩主自らお会釈を賜うることになる。

しかし、蓄えの少ない豊田村ではどうすることも出来ず、餓死者が増えるにつれて庄屋宇兵衛は、この救済のため、何回となく川之江代官所へ請願を繰り返した。ところが、松山藩の対策は甚だ手ぬるいものであった。

昨年の享保十七年の飢饉では、松山藩だけで、三四八〇人の餓死者を出し、牛馬約三千頭を失ってしまった。そのため幕府は、藩主松平定英の施策よろしからず、として藩主に謹慎を命じたほどだった。その藩主も、享保十八年五月急死してしまい、その跡目を巡って、家老奥平氏と、国老水野氏の勢力争いが激しくなった。享保十八年九月には、奥平藤左衛門らが久万山へ追放され、十二月には目付山内与衛門



今城宇兵衛頌徳碑と今城神社

第1編 歴史

らが切腹させられ、何人かの重臣が遠島というさわぎにまでなり、藩政は混乱を極めていた。

このような事態では、宇兵衛らが何回請願しても、はかばかしい処置が、かなえられるはずはなかった。宇兵衛は、意を決し江戸表へ直訴して、農民の窮状を打開しようと考え、ひそかに天満の庄屋らの協力をえて、これを実行しようとした。

しかし、事の重大さを知った庄屋格の秋山太郎兵衛は、これを代官所に密告したため、ここに宇兵衛の直訴は発覚し、投獄されることになった。藩内紛の発覚を恐れた松山藩は、直ちに宇兵衛の処刑を命じ、享保十九年二月十一日、村民哀泣の中で宇兵衛は、刑場の露と消えた。時に三一歳。処刑の数日後、宇兵衛の願いが許され減租が実現する。

宇兵衛は「梅花幻香居士」として今も自ら築いた豊岡川堤のほとりに祭られている。

も、天保十四年、老中水野忠邦は、天保の改革に失敗して老中を罷免されてしまうことになる。

一一 幕末の動乱と郷土

1 安政の大地震

嘉永六年（一八五三）ペリーが浦賀へ来航し、強硬に開国を要求したため日本国中は大騒動となり、開国か、攘夷か、で国論は真つ二つに割れる。

翌、安政元年三月、幕府はペリーと日米和親条約に調印し、徳川家光以来の鎖国の方針が崩れた。この年、十一月四日、五日の両日宇摩地方は大地震に襲われる。七日は、ことのほか甚だしく、道後温泉の湯も止まり、別子銅山では、坑内各所から、一斉に出水し千方昼夜手を尽くしたが、その後震動ますます強く、自力にては及び難し……と甚大な被害を受けた。

三島の人々は、この二日間、仕事も手につかず竹やぶへ避難して生活した。

今治藩でも、これに対する復旧事業に着手したが資金が無く、またも、三島村の真鍋善右エ門に二〇両の上納を命じ、村松の森実光五郎ら、有力者二十七人にも一〇両から二〇両の献納を依頼し、宇摩領内で三七五両を集めている。救援米等の資金に充てたのである。

ところが、翌安政二年またもや地震が起こり、続いて大暴風洪水となり、郡内は凶作。困窮者があふれたので、三島神社で救援米をもってお救い粥のたき出しを行い、餓死者のないよう救助活動を開始する。

七月には、今治藩は再び富裕者に上納金を求め妻鳥村の徳蔵八〇両、新宮村の元兵衛六〇両をはじめ、二四人

で九四〇両に達した。これら上納者に対しては、苗字や帯刀を許した。

安政四年（一八五七）にも大地震が三昼夜続き、村民は再び竹林に避難した。この年も洪水が起こり、再び、三島神社にお救い小屋を造りお粥のたき出しを実施した。

安政五年になると、宇摩地方にコレラが大流行してきた。多数の死者が出てしまい、村民はコロリと称して怖がった。この年、江戸では、井伊大老が反対を押し切り紀州の家茂を將軍に迎えた。そのため、西条藩主頼英の弟頼久がわずか一五歳で紀州家へ養子に行き藩主茂承となった。そこで、父頼学は後見役となったため、以後西条藩は、紀州家と共に行動するようになる。一方、井伊大老は、勅許を待たず日米修好通商条約に調印したため、反対が高まった。そして、安政の大獄が始まり、中央では血なまぐさい事件が次々起こる。

万延元年、桜田門外で井伊大老が殺され、政局は大きく揺らぐ。